対策本部としての主張項目(案)

- 1 地域活力基盤創造交付金(仮称)の制度設計については、引き続き地方の意見を採り入れること。具体的には、
 - (1) 対象事業については地方の実情に合わせ柔軟に対応するなど、一般財源 化の趣旨に添って、地方自治体が活用しやすい、自由度の高い仕組みとす ること
 - (2) 配分額を決定する際には道路整備が遅れている地域へ配慮 するととも に、客観的指標を用いるなど透明性を確保し、配分結果についての検証が 可能な仕組みとすること

財政力の弱い自治体が多いことを考慮し、財政力に応じて手厚く配分する仕組みについても 検討する必要(現行の交付金制度では最大70%まで国費率を引き上げ)

2 平成21年度予算案等については、その審議に全力を尽くし、地方に混乱を来 すことのないよう、今年度内に成立させること

また、平成20年度第2次補正予算案及びその関連法案「地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案」(揮発油税の減収補てん措置)についても早期に成立させること

- 3 高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークについては、「経済緊急対応予備費」(1兆円)の活用も含め、着実な整備が可能となるよう措置すること
- 4 事業評価において、救急医療や観光、地域活性化、企業立地、安全・安心の 確保など、地域にもたらされる様々な効果を含めて総合的に評価し、事業の必 要性を適切に判断する仕組みについて早期に具体化すること
- 5 国の直轄事業に関する地方負担金は、原則として廃止すること。特に、維持 管理に係る地方負担金は、早急に廃止すること